

2023 年度 聖路加国際大学グローバル奨学金募集要項

看護学部一般選抜 A方式 出願時申請 給付型奨学金

聖路加国際大学グローバル奨学金は、優れた看護指導者として活躍することを目指す人材育成の支援を目的とし、経済的支援を必要とする学部学生に対して給付する奨学金です。

1. 給付申請のできる学生

聖路加国際大学看護学部一般選抜A方式を受験し、入学を許可された学生で以下の条件を満たす者。

- 1) 出願時の住民票住所（以下住所という）が東京都（島嶼部を除く）、神奈川県、埼玉県、千葉県以外の者
- 2) 修学上経済的に困難な者
- 3) 学業成績が優秀な者

2. 採用人数および採否の方法

年間3名

申請者の中から本学が課す一般選抜A方式に合格し、学業成績が優秀な者（入試成績）を本学の聖路加国際大学奨学生選考委員会が、入試成績、経済的状况で評定を行い、優先順位を決定・推薦し、学長が決定する。

3. 給付金額

年額100万円 × 4年間

給付は毎年4月下旬頃から5月頃及び10月頃に行う。

4. 申請の方法

入試出願書類一式に同封し郵送する。

6. 採否の通知

入学試験の可否結果とともに郵送にて通知する。（電話による問い合わせには応じない）

7. その他の条件

- ・ 本学の「特待生奨学金」との併用は不可とするが、両方への申請は可能。
- ・ 奨学生は奨学金の受給期間の途中であっても奨学金を辞退することができる。
- ・ 奨学生が本奨学金を辞退した場合は、原則として次点の者を繰り上げる措置は行わない。
- ・ 給付を受けている途中に以下に該当した場合は、給付を休止または中止することがある
 - 1) 休学（病気あるいは留学その他学長が認めた理由である場合を除く）、退学又は除籍になったとき
 - 2) 学則に基づく懲戒を受けたとき
 - 3) 学業成績不良により、奨学生の最短修業期間での卒業が不可能となったとき

★ 本学への入学を辞退した場合は、自動的に本奨学金も辞退したことになる。

§ 聖路加国際大学グローバル奨学金申請書類について §

1. 提出書類

- ①聖路加国際大学グローバル奨学金申請書（様式1）
- ②所得の証明書（以下の3.を確認のこと）

2. 申請書類作成上の注意事項

- ①申請書類作成は、黒ボールペンにて記入してください。記入を間違えてしまった場合には、修正テープ等は使用しないでください。二重線にて訂正の上、捺印してください（シャチハタ等の簡易印は不可）。また、枠がある箇所については枠内に記入してください。
- ②聖路加国際大学グローバル奨学金申請書『家族の状況』欄の記入について
 - ・学生の場合、学校名の他に国公立の区別、学年を記入すること。
 - ・「収入額年額」・「税込額を略さず記入してください。例）源泉徴収票なら“支払金額”※独立生計の場合であっても、家族の状況を記入してください。すでに独立している兄弟姉妹は、別生計としてください。別生計の方の所得の証明書の提出の必要はありません。
- ③〇〇年は全て西暦にて記入してください。

3. 所得の証明書について（生計を同じくする家族のうち、収入のある方全員分）

- ①給与所得者は2021年分の源泉徴収票のコピー
- ②給与所得者以外は2021年分の確定申告書（控）のコピー（税務署の受付印のあるもの）
- ③その他、年金振込通知書のコピーあるいは年金額改定通知書のコピー等。

§ 申請から給付までの流れ §

1. 出願書類に願書及び添付書類を同封してご郵送ください。
2. 聖路加国際大学グローバル奨学金の可否結果は、入学試験の可否結果とともに内定通知を送付いたします。
3. ご入学手続きとして入学金及び授業料のお支払いをお願いいたします。
4. 授業料等の入金を確認後、入学許可通知と併せて聖路加国際大学グローバル奨学金についての誓約書及び振込口座届を送付いたします。
5. 3月末までに下記書類を本学へお送りください。
 - ◎誓約書（入学許可通知と同封して本学から送付したもの）
 - ◎振込口座届（入学許可通知と同封して本学から送付したもの）
 - 三菱UFJ銀行築地支店への口座開設を推奨いたします。
 - ※万が一、すでに三菱UFJ銀行の口座をお持ちで、追加の口座開設が難しいと銀行で言われた場合は、現在お持ちの三菱UFJ銀行の口座をご記入ください。
 - ◎ご指定口座の通帳コピー（表紙をめくって1ページ目の口座番号等記載されているページ）
 - ◎2022年分の収入が確認できる書類（コピー可。生計を同じくする家族のうち、収入のある方全員分）
6. 4月の入学式後に採用決定となり、決定通知をお渡しいたします。その後のお振込みという流れになりますので、4月下旬頃から5月頃が1回目のお支払い予定です。
7. 2回目以降のお支払いは4月頃と10月頃（各期学費納入前）の年2回の予定です。
8. 給付期間は最短修業年限となりますが、毎年度末、最新の収入証明をご提出いただきます。